

徳 免 第 8 9 号
令和 6 年 3 月 2 5 日

各 部 課 長 殿
各 警 察 署 長
(回議先 交通課長)

保存期間	5年 (令和11年3月31日まで)
------	----------------------

徳 島 県 警 察 本 部 長

交通事故の被害者等による行政処分結果の問合せへの適切な対応について（通達甲）

交通死亡事故の遺族又は交通事故により重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族による加害者に対する行政処分結果の問合せへの対応については、交通事故の被害者等による行政処分結果の問合せへの適切な対応について（平成31年3月13日徳免第152号）に基づき実施しているところであるが、この度、警察庁から別添のとおり交通事故等の被害者等による行政処分結果の問合せへの適切な対応について（令和6年3月4日警察庁丁運発第45号。以下「警察庁通達」という。）が示達されたことから、県警察においては、令和6年4月1日からは、警察庁通達に基づき関係事務を実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、警察庁通達3に規定する行政処分担当課は、運転免許課とする。

※ 警察庁通達「交通事故等の被害者等による行政処分結果の問合せへの適切な対応について（令和6年3月4日警察庁丁運発第45号）」については、警察庁へお問い合わせ下さい。